知多北部広域連合情報公開条例施行規則

(平成13年3月1日 規則第1号)

改正 平成17年3月31日規則第3号

改正 平成28年2月26日規則第1号

改正 平成31年4月 1日規則第5号

改正 令和 5年3月27日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、知多北部広域連合情報公開条例(平成13年知多北部広域連合条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(条例第6条第1項第3号の規則で定める事項等)

- 第2条 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 求める開示の実施の方法
 - (2) 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨
- 2 条例第6条第1項に規定する開示請求書は、様式第1のとおりとする。 (条例第7条第1号エの規則で定める情報)
- 第3条 条例第7条第1号エの規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。
 - (1) 交際費の支出を伴う交際に関する情報であって、当該支出に関するもの
 - (2) 食糧費の支出を伴う会議、研修会、説明会、懇談会及び式典並びに協議、交渉、意見交換、情報収集等に関する情報であって、当該支出に関するもの (条例第11条第1項の規則で定める事項等)
- 第4条 条例第11条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示の実施の方法
 - (2) 開示の実施に要する費用の額
- 2 条例第11条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、 当該各号に定める様式のとおりとする。
 - (1) 開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定 様式第2

- (2) 開示請求に係る行政文書の一部を開示する旨の決定 様式第3
- 3 条例第11条第2項に規定する書面は、様式第4のとおりとする。 (条例第12条第2項に規定する書面の様式)
- 第5条 条例第12条第2項に規定する書面は、様式第5のとおりとする。 (条例第13条に規定する書面の様式)
- 第6条 条例第13条に規定する書面は、様式第6のとおりとする。

(条例第14条第1項の規則で定める事項等)

- 第7条 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示請求の年月日
 - (2) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
 - (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 条例第14条第1項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、様 式第7のとおりとする。
- 3 条例第14条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 第1項各号に掲げる事項
 - (2) 条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- 4 条例第14条第2項に規定する書面は、様式第7のとおりとする。
- 5 条例第14条第3項(条例第18条第3項において準用する場合を含む。)に規 定する書面は、様式第8のとおりとする。

(行政文書の開示の実施等)

- 第8条 条例第15条第1項の規定による行政文書の開示は、広域連合長が指定する日時及び場所において行うものとする。
- 2 条例第15条第2項に規定する文書等についての閲覧の方法は、次の各号に掲 げる文書等の種別の区分に応じ、当該各号に定めるものを閲覧することとする。
 - (1) 文書等(次号から第4号までに該当するものを除く。以下この号において同じ。) 当該文書等(条例第15条第2項ただし書の規定が適用される場合にあっては、当該文書等を複写機により用紙に複写したもの)
 - (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。 ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを用紙に印刷

したもの

- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
- (4) スライド 当該スライド
- 3 条例第15条第2項の規定による文書等についての写しの交付の方法による行政文書の開示は、スライドに該当するもの以外の文書等について実施し、同項に規定する文書等についての写しの交付の方法は、次の各号に掲げる文書等の種別の区分に応じ、当該各号に定めるものを交付することとする。
 - (1) 文書等(次号及び第3号に該当するものを除く。以下同じ。) 次に掲げるもの (イに掲げるものにあっては、当該文書等の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、広域連合長がその保有する処理装置及びプログラム (電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。) により作成することができる場合に限る。)
 - ア 当該文書等を複写機により用紙に複写したもの
 - イ 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに 複写したもの
 - (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したもの
 - (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
- 4 条例第15条第2項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる開示に係る電磁 的記録の種別の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
 - (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器 により再生したものの聴取
 - (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを 専用機器により再生したものの視聴
 - (3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。以下同じ。) 次に掲げる方法であって、広域連合長がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力し、又は専用機器により再生したものの閲覧
 - イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴
 - ウ 当該電磁的記録を用紙に出力し、又は光ディスクに複写したものの交付
- 5 第3項又は前項第3号(ウに係る部分に限る。以下同じ。)に定める方法による

行政文書の開示を実施する場合における当該行政文書の写しの交付の部数は、開 示請求に係る行政文書1件につき1部とする。

6 第2項又は第4項に定める閲覧、聴取又は視聴(以下「閲覧等」という。)の方法による行政文書の開示を実施する場合において、閲覧等をする者が当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、広域連合長は、当該行政文書の閲覧等を中止し、又は禁止することができる。

(費用の負担)

- 第9条 条例第16条第1項及び第3項に規定する写しの交付の方法には、前条第4項第3号に定める方法を含むものとする。
- 2 条例第16条第2項の規定により規則で定める同条第1項の費用の額は、別表 のとおりとする。

(条例第18条第3項の通知)

第10条 条例第18条第3項の規定による通知は、様式第9により行うものとする。

(施行の状況の公表)

第11条 条例第24条の規定による施行の状況の公表は、開示請求の件数、開示 決定等の件数その他必要な事項を知多北部広域連合公告式条例(平成11年知多 北部広域連合条例第1号)第2条第2項に定める掲示場に掲示して行うものとす る。

附則

- この規則は、平成13年4月1日から施行する。 附 則(平成17年規則第3号)
- この規則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則(平成28年規則第1号)
- この規則は、平成28年4月1日から施行する。 附 則(平成31年規則第5号)
- この規則は、平成31年4月1日から施行する。 附 則(令和5年規則第5号)
- この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

# 1 o ±	/ L & -L->/ L	# III o ##
写しの交	付の万法	費用の額
第8条第3項第1号	テアに掲げるものの	複写された用紙1枚につき10円(カ
交付		ラーで複写された用紙にあっては、2
		0円)
第8条第3項第1号	片イに掲げるものの	複写された光ディスク1枚につき10
交付		0円(広域連合長が定める光ディスク
		にあっては、120円)に、当該文書
		等1枚ごとに10円を加えた額
第8条第3項第2号	片に定めるものの交	印刷された用紙1枚につき10円
付		
第8条第3項第3号	片に定めるものの交	印画された印画紙1枚につき30円
付		
第8条第4項第3	用紙に出力した	出力された用紙1枚につき10円(カ
号に定める方法	ものの交付	ラーで出力された用紙にあっては、2
		0円)
	光ディスクに複	複写された光ディスク1枚につき10
	写したものの交	0円(広域連合長が定める光ディスク
	付	にあっては、120円)に、当該電磁
		的記録に係る一のファイルごとに21
		0円を加えた額

備考 両面に複写され、印刷され、又は出力された用紙及び文書等については、片面を 1枚として費用の額を算定する。

行 政 文 書 開 示 請 求 書

年 月 日

(宛先) 実施機関

氏 名 (法人その他の団体にあって) は、名称及び代表者の氏名)

郵 便 番 号 住所(居所)又は 事務所(事業所)の所在地

電 話 番 号

知多北部広域連合情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示請求 をします。

行政文書の名称その他の開 示請求に係る行政文書を特 定するに足りる事項	
	閲覧・聴取・視聴
開 示 の 実 施 の 方 法 【希望する方法を○で囲ん】 でください。	写しの交付 用紙 (白黒) 用紙 (カラー) の交付を希望 光ディスク
	〔郵送等による送付 希望する ・ 希望しない〕
	行政文書の名称
※ 備 考	担当課等

- 注1 「開示の実施の方法」の欄で希望された方法について、行政文書の種別によりこれにより難い場合、行政文書の保存に支障を生ずるおそれがある場合等には、当該方法に対応できない場合があります。
 - 2 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用(当該写しの郵送等による送付を希望する場合には、当該送付の費用を含みます。)を負担していただきます。
 - 3 ※印の欄は、記入する必要はありません。

行政文書開示決定通知書

		第	号
年 (年)	月	E

様

(実施機関)

印

年(年)月日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしましたので、知多北部広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

17人の死足により進	Z/H C	<i>, ,</i> , , ,								
行政文書の名称										
開示を実施する	日	時		年(年)	月	日午前 午後	時	分
日時及び場所	場	所								
開示の実施の方法										
開示の実施に要	1	写しの	の作成に	要する領	費用				円	
する費用の額	2	写しの	の送付に	要する	費用	郵位	更切手		円分	
担当課等		電話	()	_		内絲			

- 注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
 - 2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。

		行 政	文章	事 開	示》	夬 定	通	知 書			
							2	年(年)	第 月	<u>.</u>
		様									
					(実施	機関)				
											印
年(は、次のとおり開示 1項の規定により通 行政文書の名称	きする	らことと							: した行政情報公開条		
開示を実施する	日	時		年	(年)	月	日 午前 午後	時	5
日時及び場所	場	所									
開示の実施の方法											
開示の実施に要 する費用の額	1 2			に要す に要す			郵	便切手		円	

- 注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
 - 2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。

行	政	A	書	_	部	開	示	決	定	诵	知	書
1 1	~	\sim				1711	/ 1 .	1/	\sim 1	7111	Δ H	

第 号 年(年) 月 日

様

(実施機関)

印

年(年)月日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、知多北部広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称								
開示を実施する	日時	年	. (年)	月	日 午前 午後	時	分
日時及び場所	場所							
開示の実施の方法								
開示の実施に要	1 写し	の作成に要	する費用				円	
する費用の額	2 写し	の送付に要	する費用		郵便切手		円分	
開示しないこととし た部分								
開示しないこととし た根拠規定及び当該 規定を適用する理由								
上記の理由がなくなる		年 (年)	月	日			
期日	(開示を	希望する場	合は、この	日以後	後に改めて	て請求して	ください	, \ _o)
担 当 課 等	電話	- () -	_	内	線		

- 注1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に知多北部広域連合長に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月 以内に知多北部広域連合を被告として(訴訟において知多北部広域連合を代表する者 は、知多北部広域連合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、上記注1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったこ とを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起すること ができます。
 - 3 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
 - 4 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。

様式第4(第4条関係	伶 <i>)</i> ────								
	行政文	:書不	開示	₹ 決	定 通	知書	<u>+</u>		
					左	Ē (年)	第 月	Ę F
	様								
			(実	施機関])				
									印
年(は、次のとおり開示し 第2項の規定により追		としまし					した行政で ・情報公開タ	-	
行政文書の名称そ の他の開示請求に 係る行政文書を特 定するに足りる事 項									
開示しないことと した根拠規定及び 当該規定を適用す る理由									
上記の理由がなくなる期日	(開示を着		場合は、				て請求して	ください	い。)
担当課等	電話	()	_		内	線		
注1 この決定に不服 て3箇月以内に知 2 この決定につい	1多北部広地	或連合長	に対し	て審査	請求を	ナるこ	とができま	きす。	

以内に知多北部広域連合を被告として(訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができま 15、パラーに同学の受性口及となりより。J、処力の取用しの訴えを提起することができます。ただし、上記注1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

担

当

課

等

電話(

	決定期	間延長道	通知 書		
			年(年)	第 月
	様				
		(実施機関	写)		
					Ē
年(は、知多北部広域連合 をする期間を延長しま	情報公開条例第1	2条第2項の			
行政文書の名称その 他の開示請求に係る 行政文書を特定する に足りる事項					
知多北部広域連合情報公開条例第12条 第1項の規定による	年(年(年) 年)	月 月		
決定期間	+ (+)	<u>Д</u>	ПФ С	
延長後の決定期間	年(年)	月	目から	
運民区の 以に別問	年(年)	月	日まで	
延 長 の 理 由					

内線

	決分	官期	月間特例	通	知書				
					年((年)	第 月	号 日
	様								
			(実施	機関)					
									印
年(は、知多北部広域連合 とおりとしましたので	情報公開条	例第							
行政文書の名称その 他の開示請求に係る 行政文書を特定する に足りる事項									
知多北部広域連合情報公開条例第12条	左	年 (年)		月	日か	16		
第1項の規定による 決定期間	左	手 (年)		月	日ま	で		
開示請求に係る行政 文書のうちの相当の	期間		年(年)	月		日から	
部分につき開示決定			年(年)	月		日まで	
等をする期間及びその部分	部 分								
残りの行政文書について開示決定等をする期限			年(年)		月	日		
知多北部広域連合情報公開条例第13条 を適用する理由									
担当課等									

電話(

内線

你以另 () () () () ()								
	意	見	照	会	書			
					年(年)	第 月	号 日
	様							
			(実旗	直機関)				
								印
知多北部広域連合情報	12.小眼 <i>冬石</i>	ii	苔 1 T百 <i>0</i>	り相会に	上的開示	書金のおり	エ ト たぞ	テ┲┢╶╈
書に、あなたに関する) 情報刀斗部	はするがし	ていま	9 0) C.	、미余例)	用Ⅰ4 余	第1項 第2項	(7) 規
定により通知します。	7 17 74 7	r th as lle	1)	-)\ - /-	知去日ご	4 6 2	ロロ 少 ば) テ	L h
本件開示請求に係 年(る行政 <i>〉</i> 年)				単恵見か てくださレ		別紙に	より
開示請求に係る行政さ	文書の							
開示請求の年	月日	年	Ξ (年)	月	日		
開示請求に係る行政で記録されているあなかする情報の内容								
意見書の提出先(担当	課等)	電話	()	_	内	線	
知多北部広域連合情報 条例第14条第2項第 又は第2号の規定の通 区分及び当該規定を通 る理由	第1号 適用の							

	意	見	書			
				年	月	日
(宛先)実施機関						
	様					
		氏 (法人その他の団体 は、名称及び代表				
		ば、名称及い代表 郵 便 番				
		生所 (居所) 事務所 (事業所)	又は			
		電話番				
開示請求に係る行政文書の 名称						
用 ニ に o い て の 辛 E	3 .					
開 示 に つ い て の 意 見 (該当する番号を○で囲ん でください。		開示しても差し開示に反対する				
CCV/Lavi,						
開示に反対する場合の反対 の理由	计					

様式第8(第7条関係)				
開	示決定に係	る通知書		
		年(年)	第 号 月 日
梯	Ž			
	(実施)	幾 関)		
	,, <u> </u>			印
				<u> 14</u>
年 (年)	月 日付けで	開示に反対する 審 査 開示に反対す	意見書の提出 請 求 る意思の表示	のありま
した行政文書について、次の)とおりその 全部 を	開示することと	しましたので、	知多北部
	4条第3項 8条第5項において ²			
	8条第5項において	 再用する同条例第	第14条第3項	1 *>/96/2013
より通知します。	T			
開示請求に係る行政文書の 名称				
開示請求の年月日	年 (年)	月 日	
開示決定をした行政文書に 記録されているあなたに関 する情報の内容				
開示決定をした理由				
開示を実施する日時	年(年) 月	日午前 午後	時 分
開示しないこととした部分				
担 当 課 等	電話() –	内線	
注1 この決定に不服がある て3箇月以内に知多北部 2 この決定については、 以内に知多北部広域連合 は、知多北部広域連合長 ただし、上記注1の審査 とを知った日の翌日から	『広域連合長に対して この決定があったこ 合を被告として(訴訟 となります。)、処分の耳 証請求をした場合には	審査請求をする とを知った日の において知多北 対消しの訴えを携 、当該審査請求	ことができます 翌日から起算! 部広域連合を付 是起することが に対する裁決な	け。 して 6 箇月 弋表する者 できます。 があったこ

ができます。 備考 知多北部広域連合情報公開条例第18条第5項において準用する同条例第14条第 3項の規定により通知する場合は、審査請求及び取消訴訟に係る教示文を省略すること。

審査会諮問通知書							
		年(年)	第 号 月 日			
様							
	(実施機関)						
				印			
年(年)	開: 月 日付けの 開示請求	示決定等 対に係る不作	_為 に対する	·審査請求			
については、次のとおり知多 広域連合情報公開条例第18			したので、	知多北部			
審査請求に係る行政文書の 名称その他の審査請求に係 る行政文書を特定するに足 りる事項							
審査請求の内容							
諮問した日	年(年)	月	日			
担 当 課 等	電話(_	内線				